

令和 7 年度
世田谷区バレーボール連盟

総会

日時 令和 7 年 4 月 6 日 (日)
場所 世田谷区中町ふれあいホール

令和 7 年度世田谷区バレーボール連盟 総会議事次第

1 開会

2 会長挨拶

3 議長選出

4 審議事項

第 1 号議案 令和 6 年度事業報告について

第 2 号議案 令和 6 年度決算報告について

第 3 号議案 令和 6 年度会計監査について

第 4 号議案 役員改正

第 5 号議案 令和 7 年度事業計画（案）について

第 6 号議案 令和 7 年度予算書（案）について

5 連絡事項

6 その他

7 挨拶

8 閉会

令和 6 年度
世田谷区バレーボール連盟事業報告書

委員総会	令和 6 年 4 月 4 日(木)	中町ふれあいホール	受付 18時00分 開始 18時30分
------	-------------------	-----------	------------------------

<一般男女>

	大会	開催日	会場	チーム数	備考
1	春季大会	男子 女子 5月12日(日)	駒澤大学高等学校	11 4	
2	秋季大会	男子 女子 10月6日(日)	駒澤大学高等学校	14 5	
3	冬季大会	男子 女子 12月1日(日)	駒澤大学高等学校	12 3	

<高等学校女子>

	大会	開催日	会場	チーム数	備考
1	高等学校女子大会	未定	未定	—	不開催

<小学生>

	大会	開催日	会場	チーム数	備考
1	第74回区民体育大会	12月15日(日)	総合運動場体育館	14	

<レディース>

	大会	開催日	会場	チーム数	備考
1	春季大会	予選日 6月2・9・16・ 23・30日(日) 準決勝・決勝 7月14日	区立小中学校体育館 区立総合運動場体育館	76	棄権 2チーム (Cブロック)
2	第3回 ハイネスカップ	9月10日(火)・11日(水) 9月17日(火)・18日(水)	区立総合運動場体育館	48	
3	第74回 区民体育大会	予選日 10月6・13・14・ 27日(日・祝) 準決勝・決勝 11月2日	区立小中学校体育館 区立総合運動場体育館	75	棄権 2チーム (Cブロック)
4	第39回 シニア大会	11月23日(土・祝) 11月24日(日)	区立大蔵第二運動場体育館 区立総合運動場体育館	7 31	ことぶき シニア
5	第27回 小田急杯大会	予選日 2月9・11・16・ 23・24日(日・祝) 準決勝・決勝 3月8日	区立小中学校体育館 区立大蔵第二運動場体育館	74	棄権 1チーム (Aブロック)
	講習会・研修会	開催日	会場	参加人数	備考
1	ルール伝達講習会	5月12日(日)	中町ふれあいホール	123	チーム 公認審判員
2	第74回 区民体育大会 審判講習会	8月18日(日) 8月25日(日) 9月1日(日)	区立小中学校体育館	55 55 70	記録 初心者 経験者
3	第74回 区民体育大会 C級審判研修会	12月15日(日)	区立玉川中学校体育館	22	公認審判員
4	世田谷区 審判取得講習会	1月18日(土)	区立太子堂中学校体育館	12	取得受講生

令和6年度 世田谷区バレーボール連盟決算報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

収入の部

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
前年度繰越金	404,490	
加盟費	452,000	一般 4,000×8 レディース 5,000×84
大会参加費	1,071,000	3,000×293 (レディース263+一般30) 4,000×48 (レディース)
研修会参加費	285,600	3,000×12 1,500×22 1,000×70 700×123 600×55 500×55
交付金	700,840	春季大会・区民体育大会・シニア大会
協賛金	900,000	ハynes管理(株)・小田急電鉄(株)・(株)ニトムズ・ 楽天モバイル
雑収入	17,847	利息・ルールブック差額
合 計	3,831,777	

支出の部

項 目	金 額	備 考
賛助会費	5,000	(公財)世田谷区スポーツ振興財団
会場費	362,010	体育館使用料・会議室使用料
競技運営費	1,307,134	役員交通費・日当・参加賞 他
講習会運営費	363,241	役員交通費・日当・ 他
競技用品費	442,924	ボール・テープ・ネット 他
会議費	358,161	役員交通費・日当 他
通信連絡費	20,386	切手 他
印刷費	48,380	資料・記録用紙 他
事務用品費	34,487	文房具・インク 他
交際費	114,413	慶弔費・能登地震支援金 他
雑費	54,760	駐車料金・振込手数料 他
小計	3,110,896	
次年度繰越金	720,881	
合 計	3,831,777	

上記決算報告書を監査の結果適性であることを認めます。

令和7年3月25日

監査 鈴木 幸雄



世田谷区バレーボール連盟役員

再任理事	会長	山口 拓	
	副会長	金当 きよ子	
	顧問	高野 あい子	
	理事長	戸田 光信	
	副理事長	秋谷 博子	
	理事	小川 智子	森口 陽子
		北村 佳代子	知久 鈴子
		吉田 淳子	安藤 きよみ
		佐藤 和信	大迫 年子
		井口 きみ絵	日置 千賀子
大久保 裕二		吉川 順子	
川口 和恵		小澤 芳乃	
鈴木 幸雄			
監査			
退任理事	高橋 恵子	大田 奈美	

令和7年度 世田谷区バレーボール連盟 予算書 (案)

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

収入の部

項 目	金 額	備 考
前年度繰越金	720,881	
登録費	465,000	一般 4,000×10 レディース 5,000×85
大会参加費	1,114,500	一般・レディース 3,000×300 4,000×48 小学生 1,500×15
講習会参加費	244,500	1,500×20 1,000×70 700×120 600×55 500×55
交付金	450,000	春季大会・区民体育大会
協賛金	700,000	ハynes管理(株)・小田急電鉄(株)・(株)ニトムズ
雑収入	1,000	利息 他
合 計	3,695,881	

支出の部

項 目	金 額	備 考
賛助会費	5,000	(公財)世田谷区スポーツ振興財団
会場費	400,000	体育館使用料・会議室使用料
競技運営費	1,300,000	役員交通費・日当・参加賞・保険 他
講習会運営費	350,000	役員交通費・日当 他
競技用品費	400,000	ボール・テープ 他
会議費	360,000	役員交通費・日当 他
通信連絡費	20,000	切手 他
印刷費	50,000	資料・要項・プログラム・記録用紙 他
事務用品費	40,000	封筒・文房具・インク 他
交際費	100,000	慶弔費・交際費 他
雑費	150,000	ホームページ作成、維持費・駐車料金 他
予備費	520,881	
合 計	3,695,881	

チーム各位

令和7年4月6日
世田谷区バレーボール連盟
会長 山口 拓

派遣依頼について

いつも連盟にご理解ご協力いただきありがとうございます。
(公財)世田谷区スポーツ振興財団、東京都バレーボール協会等からの事業への派遣依頼に関しまして理事のみでの対応が厳しくなっております。
つきましては、下記事業などへの派遣を、各チームへ依頼させていただきたいと思えます。
どうぞご理解の上ご協力お願い申し上げます。
なお各チームへの依頼は個別に連絡させていただきます。
よろしくお願い申し上げます。

記

★ (公財)世田谷区スポーツ振興財団より

○ 夢チャレ!バレー

第1期(7回)5月より 他

○ ハーフマラソン 1回

★ (公財)東京都バレーボール協会より

各大会

★ その他

世田谷区バレーボール連盟規約

第1章 名称及び所在地

- 第1条 本連盟は世田谷区バレーボール連盟と称する。
- 第2条 本連盟は、バレーボール技術の向上、会員相互の親睦を図るとともに併せ世田谷区民の体育振興と健康増進に寄与することを目的とする。
- 第3条 本連盟は、事務局を東京都世田谷区太子堂3-5-2に置く

第2章 目的

- 第4条 本連盟は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 各種競技会の開催
 - (2) バレーボール競技の研究及び指導
 - (3) その他、本連盟の目的達成のために必要な事業

第3章 組織

- 第5条 本連盟は、世田谷区に在住、在勤、在学他、バレーボール愛好者によって組織される
競技チームは次のとおりである。
- (1) 一般男女の部 (2) 高等学校の部 (3) レディースの部
 - (4) 小学生の部 (5) その他
- 第6条 本連盟の中に、次の委員制度を設け、必要に応じてその職務の遂行に当たる。
- (1) 総務委員会
 - (2) 競技委員会
 - (3) 審判委員会
 - (4) 指導普及委員会
 - (5) 広報委員会
 - (6) その他

第4章 役員

第7条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理事 20名以内
- (6) 監事 若干名
- (7) 名誉会長、名誉副会長 若干名
- (8) 顧問、参与、相談役 若干名

第8条 本連盟の役員は次の方法により選出する。

- (1) 理事は、加盟団体から選出された者及び理事会から推薦された者で、総会で承認された者とする。
- (2) 会長、副会長は理事会で推薦し、総会で承認された者とする。
- (3) 理事長、副理事長は、会長が推薦し、総会で承認された者とする。
- (4) 監事は、理事会が推薦し、総会で承認された者とする。

第9条 本連盟の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は、会長の命を受けて本連盟の会務を掌理する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (5) 理事は、理事会を構成し、業務を決議し執行する。
- (6) 監事は、本連盟の業務及び会計を監査する。
- (7) 顧問は、本連盟の業務に助言し、運営を補佐する。

第10条 本連盟の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは、第7条に基づいてこれを補充する。この場合の任期は、前任者の在任期間とする。

第5章 会 議

- 第11条 総会は、毎年4月に開催し、次の事項を審議決定する。ただし、会長が認めるときは、臨時に開催することができる。
- (1) 事業報告・事業計画
 - (2) 収支決算・収支予算
 - (3) 役員改選
 - (4) その他重要な事項
- 第12条 総会、理事会は必要の都度、会長が招集する。総会、理事会は2分の1以上の出席がなければ有効と認められない、ただし、委任状は出席とみなす。
- 第13条 会議の議決は多数決による。なお、同数の場合は議長が採決する。

第6章 会 計

- 第14条 本連盟の経費は公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団交付金、登録費、大会参加費、講習会参加費、協賛金、その他収入をもって運営する。
- 第15条 加盟チームは登録費、参加チームまたは参加者は大会、講習会の参加費等を、納めなければならない。
- 第16条 本連盟の会計年度は、4月1日より、翌年3月31日までとする。

第7章 附 則

- 第17条 本規約を変更するときは、総会において決議を必要とする。

本連盟規約の効力は、昭和40年4月1日から施行する。

第1次改訂は、昭和51年4月1日より施行する。

第2次改訂は、昭和60年4月1日から施行する。

第3次改訂は、平成15年4月1日から施行する。

第4次改訂は、平成28年4月1日から施行する。

第5次改訂は、平成30年4月1日から施行する。

第6次改訂は、令和4年4月1日から施行する。

第7次改訂は、令和5年4月1日から施行する。

第8次改訂は、令和7年4月1日から施行する